

Client Alert

28 July 2023

本アラートに関する
お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



山崎 ふみ
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9721
fumi.yamazaki@bakermckenzie.com



ミカエル・ティラロンゴ
アソシエイト
+81 3 6271 9748
michael.tiralongo@bakermckenzie.com

EU Sustainability Series (vol. 3)

EU グリーンクレーム指令案と日本企業への影響

欧州委員会は、2023年3月22日、環境主張に関する欧州議会及び欧州委員会指令（グリーンクレーム指令）の提案（以下「本指令案」）を公表した。本指令案の目的は、①EU全域で環境主張（グリーンクレーム）の信頼性、比較可能性、検証可能性を高めること、②グリーンウォッシングから消費者を守ること、③消費者が十分な情報を得た上で購買決定を下せるようにすることで循環型かつグリーンなEU経済の創造に貢献すること、及び④製品の環境性能に関して公平な競争条件を確立することにある。

1. 本指令案公表の背景

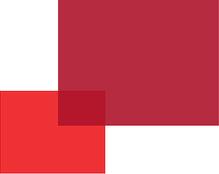
欧州委員会が2020年に実施したEU域内に流通する製品の環境主張に関する広範な調査において、その環境主張の53.3%が、製品の環境特性についてあいまいで誤解を招く、又は根拠のない情報を提供していること、また、同主張の40%が根拠のないものであるということが明らかとなった。さらに、57.5%のケースで、環境主張を行う業者が環境主張の正確性を判断できる十分な要素を提供しておらず、当局は、多くのケースで、環境主張が製品全体を対象としているのか、製品の一部のみを対象としているのか(50%)、会社を対象としているのか、特定の製品だけを対象としているのか(36%)、製品のライフサイクルのどの段階を対象としているのか(75%)を特定するのに苦労したとの報告がある。

上記の調査結果から分かるように、不明瞭又は十分に裏付けのない環境主張、すなわちグリーンウォッシングは広範囲に広がっており、消費者の信頼を失いつつあることが明らかになっている。加えて、EU域内市場には230のサステナビリティ・ラベルと100のグリーンエネルギー・ラベルがあり、これらの環境ラベルは、要件、監視基準、透明性等の点でそれぞれ異なる基準を持つため、このような複数の環境ラベルの存在が消費者を混乱させる原因となる可能性がある。そのため、本指令案では、環境主張及び環境ラベル制度の両方がもたらす問題に取り組むことを目的としている。

本稿では、本指令案の適用範囲、環境主張の立証と環境ラベル制度の規制要件、及び本指令案に違反した場合の罰則案について概説する。また、日本企業が将来本指令案を遵守するための準備・対応についても考察する。

2. 本指令案の適用範囲

本指令案は、企業対消費者（B2C）の商取引において、製品又は取引業者が行う明示的な環境主張に適用される。本指令案における「環境主張」とは、EU法又は国内法で規制されていないテキスト、絵画、グラフィック又は象徴的な表現を含む商業的コミュニケーションの文脈におけるあらゆる形態のメッセージ又は表現（ラベル、ブランド名、会社名又は製品名を含む）であって、製品又は取引業者が、環境にプラスの影響を与えるか、与えないか、環境に対する損傷が少ないか、又は時間の経過とともにその影響が改善されたことを表明又は暗示するものと定義される。「明示的な」環境主張とは、テキスト形式又は環境ラベルに含まれる環境主張を意味する。欧州委員会は、



本指令案の適用範囲をテキストに含まれる主張に限定しているため、マーケティング資料における緑色の使用などの黙示的な主張は、本指令案の適用範囲には含まれない。「製品」とは、不動産、権利、義務を含むあらゆる商品又はサービスを意味する。「取引業者」とは、取引、事業、技術、職業に関連する目的のために行動する自然人又は法人（取引業者の名において、又は取引者の代理として行動する者も含まれる）と定義されるが、零細企業（従業員 10 人未満、年間売上高 200 万ユーロ以下）については、環境主張の適合証明書の発行を希望しない限り、本指令案は適用されない。

本指令案は、今後、EU 域外の事業者が EU の消費者に向けて環境主張を行う場合、及び EU 市場での事業展開を目指す第三国の公的機関が設立した環境ラベル環境表示制度にも適用されることが予想される。

3. 明示的な環境主張に関する要求事項（立証・伝達・検証）

本指令案において、取引業者は、明示的な環境主張を立証するため、本指令案が規定する複数の基準に基づいてアセスメントを実施することが求められる。例えば、環境主張が、製品全体、製品の一部、又は製品の特定の側面と関連するか、取引業者のすべての活動、活動の一部又は活動のうちの特定の側面と関連しているかを特定したり、環境主張の対象となる環境影響、環境側面、環境性能がライフサイクルの観点から重要であることを実証したりすることなどが挙げられる。

取引業者が、ある製品又は取引業者が他の製品又は他の取引業者よりも環境影響が少ない、又は環境パフォーマンスが優れていることを表示する明示的な環境主張（いわゆる「**比較環境主張**」）を行う場合、特定の追加要件を遵守しなければならない。例えば、比較される製品又は取引業者の環境影響・環境側面・環境パフォーマンスを評価するために使用された情報とデータが、比較環境主張の対象となる製品又は取引業者の環境影響・環境側面・環境パフォーマンスを評価するために使用された情報とデータと同等であること、又は、比較される製品及び取引業者について、バリューチェーンを構成する事業活動という観点から適用範囲が同等であり、すべての製品や取引業者について最も重要な事業活動が考慮されていることが要求されることになる。

次に、本指令案は、当該環境主張の伝達（方法）についても規制対象としている。例えば、本指令案は、消費者が、環境主張の根拠や、当該主張と一致する環境効果が得られるための製品の使用方法を理解できるようにするための一定の情報を製品等に添付することを要求している。また、取引業者が、自社の新製品と旧製品、又は現時点の市場においてもはや競合事業者とは言えない第三者の製品と自社製品とを対比した比較環境主張を行うような慣行を回避するため、比較環境主張は、「当該主張の対象となる製品の環境影響・環境側面・環境性能」と、「同一事業者、かつての競合事業者、現在は消費者への販売を行っていない事業者の製品の環境影響・環境側面・環境性能」と比較した改善に関するものであってはならないとされる。ただし、直近 5 年間に大幅な改善が達成されたことを証明できる場合には、例外的に上記のような改善に関する比較環境主張が認められる。

さらに、本指令案は、明示的な環境主張について、第三者機関により検証を受けることを義務づけている。この検証機関は、独立性と専門性に関して一定の要件を満たしていなければならない。環境主張の検証に成功した場合、検証機関は、検証された環境主張に関する適合証明書を取引業者に授与することができる。

4. 環境ラベル及びラベリング制度に関する要求事項

「環境ラベル制度」とは、製品、プロセス、取引業者が環境ラベルの要件に適合していることを証明する認証制度と定義される。本指令案では、これらの環境ラベル制度は、制度の所有者や制度目的、制度の監視手続等に関する情報に透明性があり、無料で入手でき、理解しやすく、十分に詳細であること、また、科学的確実性を確保できる専門家によって策定された制度であることなど、一定の要件を満たす必要がある。環境ラベル制度の数の増加を制限することが本指令案の目的の1つとなっていることから、本指令案が国内法に移管された日から、環境ラベル制度は国内法（すなわち本指令案）に基づいてのみ創設することができ、EU各国が新たに国や地域の環境ラベル制度を設けることはできない。つまり、国内法に基づいて設立された環境ラベル制度に基づき付与された環境ラベルのみが、当該製品又は取引業者の環境影響の集計指標に基づき評価・スコアを示すことができ、以前から設置されていた国や地域の環境ラベル制度は、国内法となった本指令案の要件を満たしている限り、EU市場で環境ラベルの付与を継続することができる。

本指令案には、第三国の公的機関が設立した環境ラベル制度に関する規定も含まれている。第三国の公的機関によって新設された環境ラベル制度は、EU市場に参入する前に欧州委員会の承認を受けることが必要とされ、域内の既存の公的な環境ラベルへの付加価値が認められる場合に承認される。この規定は、EU内及び第三国の民間事業者によって新設された環境ラベル制度にも適用される。

5. 本指令案に基づく罰則

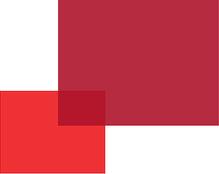
EU加盟国は、本指令案の不遵守に対して罰則を課すことが認められている。加盟国は罰則を決定する際、違反の性質、重大性、程度、期間、責任を負う自然人又は法人の財政力など、一定の要素を考慮しなければならない。本指令案では、以下の罰則が挙げられている：

- (a) 違反行為から得られる経済的利益を事実上奪う罰金（違反行為が繰り返された場合には罰金のレベルを引き上げる）
- (b) 当該製品の取引により取引業者が得た収益の没収
- (c) 入札手続、助成金、コンセッションを含む、公的調達プロセス及び公的資金へのアクセスから、最大12か月間は一時的に除外される

6. 日本企業は本指令案に対応するためにいかなる準備ができるか

本指令案はまだ比較的新しい提案ではあるが、採択後約2年以内にはEU各国において本指令案の内容が国内法へ移管されることが想定されている。

本指令案及び将来の国内法の適用に対応するため、日本企業はまず、EU域内で本指令案の適用対象となるような明示的な環境主張や環境ラベルを使用しているか否かの調査を行う必要がある。環境主張の使用が認められた場合には、自社の明示的な環境主張が本指令案に規定されているすべての要求事項を満たしているかどうかについての分析を慎重に行うとともに、独立した検証機関に当該環境主張を検証してもらうことが必要となる。環境ラベルに関しては、EU域内で自社製品を流通させている企業は、当該製品に使用している環境ラベル制度が本指令案を遵守していることを確認しなければならず、また、独自の環境ラベルを運用する企業は、そうしたラベルが本指令案の要件を充足していることを確認しなければならない。



また、これから開発される新製品について明示的な環境主張を行う場合や、新製品への採用を考えている環境ラベルについて、本指令案の要件を充足するように考案、採否の検討を行うなど早期に対応を開始することが望ましい。